

5 賃金の消滅時効

退職金以外の賃金の請求権は、令和2年4月1日以降に支払われる賃金からは5年間(当分の間3年)で、退職金の請求権は5年間で時効により消滅します。賃金台帳など記録の保存についても5年(当分の間3年)となっています。

◆主な関係条文:労働基準法109条、115条、附則143条

★★問い合わせ先★★

福岡労働局労働基準部賃金室(TEL 092-411-4578)

又は管轄の労働基準監督署(P123参照)